

愛媛県相撲連盟 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、愛媛県相撲連盟（以下「本連盟」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟の事務所は、会長が委嘱する事務局長の所在地に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟は、県内のアマチュア相撲を総括し、県内のアマチュア相撲の普及振興を図ると共に、国技相撲を通じて青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アマチュア精神を基盤とする国技相撲道の宣伝啓発
- (2) 本連盟と志を一にする県下諸団体の育成と相互の融和
- (3) 相撲人口拡大を目指しての指導及び奨励
- (4) 相撲に関する競技会、講習会、段級審査会等の開催
- (5) 相撲施設の普及及び指導者の育成
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本連盟は、正会員と賛助会員によって構成する。

(1) 正会員は、県内のアマチュア相撲の経験者、有識者及び愛好者をもって構成し、その内から役員をおく。

(2) 賛助会員は、本連盟の趣旨に賛同する個人及び法人をもって構成する。

(入 会)

第 6 条 会員の入会は、本人の申出及び会員の推薦により、会長が認めた者とする。

(会 費)

第 7 条 正会員のうち、役員以外の年会費は次のとおりとする

- (1) 社会人 2,000円
- (2) 大学生及び高校生 1,000円
- (3) 中学生以下 500円

2 賛助会員の会費は、年額1010,000円とし、特に口数は制限しない。

(退 会)

第 8 条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 届出
- (2) 解散

(3) 死亡

(4) 会費を2年間納入しない者

2 退会した者は、会員としての一切の権限を失い、既納の会費は返却しない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 9 条 本連盟に、次の役員をおく。

(1) 理 事 概ね70名。(うち、会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名)

(2) 監 事 3名。

(3) 委 員 若干名

(役員の選出基準)

第10条 本連盟の役員を選出は、次の基準により行う。

(1) 県内有識者及び高段者 30名以内

(2) 愛媛県高等学校体育連盟相撲専門部が推薦する者 2名以内

(3) 愛媛県中学校体育連盟相撲専門部が推薦する者 2名以内

(4) 地域の相撲関連団体(以下「地域団体」という)が推薦する者 各1名以内

(5) 委員を除く役員定数の残り枠は、地域団体の本連盟会員登録数の比例配分により、地域団体から選出する。なお、複数郡市による統括団体は、対象外とする。

(6) 委員は、本連盟から補助を受けて段位を取得した者及び理事の推薦を受けた者から選出する。 若干名

(役員を選任)

第11条 本連盟の役員を選任は、次に掲げる各号の1により行う。

(1) 会長は、役員総会(以下「総会」という)で理事の中から選任する。

(2) 副会長、理事長、副理事長、常任理事、監事、委員は総会で選任し、会長がこれを委嘱する。

(3) 委員の選任は、前条第6号に定める者から、総会で行う。

2 会長は、副会長の中から会長代行をおくことができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員会費)

第13条 役員年会費の額は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長及び理事長 30,000円

(2) 副理事長 20,000円

(3) 常任理事 15,000円

(4) 理 事 10,000円

(5) 委 員 5,000円

(役員職務)

第14条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を総括し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、会務にあたる。

5 常任理事は、会長、副会長、理事長及び副理事長と共に、常任理事会を構成し、理事会に先立ち付議する事項を審議し、理事会に諮るものとする。

6 理事は、理事会で本連盟の業務に関する事項について審議し、議決する。

7 監事は、本連盟の会計及び業務執行の状況を監査し、常任理事会及び総会に報告する。

8 委員は、理事を補佐する。

(役員解任及び除名)

第15条 役員が心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるときは、総会において出席者の3分の2以上の議決により、役員を解任することができる。

2 役員に職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるときは、総会において役員現在数の3分の2以上の議決により、本連盟を除名することができる。

(役員報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。

第4章 名誉役員

(名誉役員)

第17条 本連盟に、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与をおくことができる。

2 名誉役員は、役員総会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、本連盟の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

4 名誉顧問は、本連盟の会長又は副会長であった者及び本連盟の功労者で、各段の功績が認められる者のうちから、総会で推薦し、会長が委嘱する。名誉顧問は、会長及び総会の諮問に應ずると共に、必要に応じ会長に意見を述べるすることができる。

5 顧問は、本連盟の会長又は副会長であった者及び相撲に関する功労者のうちから、総会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び役員総会の諮問に應ずる。

6 参与は総会で推薦し、会長が委嘱する。参与は、総会の諮問に應ずる。

第5章 専門部会

(専門部会の設置)

第18条 本連盟の事業遂行のために必要があるときは、総会の議決に基づき、特別な事項を処理する専門部会を設置することができる。

2 前項の規定により設置された専門部会の運営に関する規則は、総会の議決を経て別に定める。

第 6 章 事 務 局

(事務局及び職員)

- 第 19 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は常任理事を兼ねる。
 - 2 職員は、総会の同意を得て会長が任免する。
 - 3 職員は、無給とする。
 - 4 事務局及び職員に関する事項は、総会の議決に基づき会長が定める。

第 7 章 会 議

(会議の種類)

第 20 条 本連盟の会議は、常任理事会、理事会及び総会とする。

(常任理事会)

- 第 21 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事によって構成され、必要に応じて会長が招集する。
- 2 常任理事会は、本連盟の通常業務について審議し、理事会に付議する。
 - 3 常任理事会は、会長が急を要すると認めた事案については、理事会、総会に変えて、本連盟の業務に関する事項について、決議することができる。
 - 4 常任理事会は、必要に応じ、名誉役員の出席を求めることができる。

(理事会)

- 第 22 条 理事会は、常任理事会メンバーに理事及び監事を加えて構成され、必要に応じて会長が招集する。
- 2 理事会は、常任理事会から付議された事項を審議し、議決する。
 - 3 理事会は、必要に応じ、名誉役員の出席を求めることができる。

(総 会)

- 第 23 条 総会は役員によって構成され、毎年 1 回会長が招集する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、理事会から付議された事項を審議し、議決する。
 - 3 総会は、必要に応じ、名誉役員の出席を求めることができる。
 - 4 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) その他本連盟の業務に関する重要事項

(議 長)

第 24 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に事故ある場合は、理事長がその職を行う。

(定足数等)

第 25 条 会議は、構成員現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開くことができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみ

なす。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 会議においては、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上の者が署名捺印の上、これを保存する。

第 8 章 会 計

(財産の構成)

第27条 本連盟の経費は、会費、役員会費、補助金、分担金、寄付金及びその他の収入をもって、これにあてる。

(会計年度)

第28条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 規 約 の 改 正

(規約の改正)

第29条 この規約は、総会において、役員現在数の3分の2以上議決を経て、改正することができる。

第 10 章 解 散

(解 散)

第30条 本連盟の解散は、役員現在数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第31条 解散に伴う残余財産は、総会の議決を得て、本連盟と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(雑 則)

第32条 この規約の施行についての必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

附 則

この規約は昭和47年4月1日から施行する。

この規約は昭和60年7月27日から施行する。

この規約は平成14年4月1日から施行する。

この規約は平成19年4月15日から施行する。

この規約は平成27年4月25日から施行する。

この規約は平成28年5月8日から施行する。